

新宿区名誉区民選定委員会議事録

平成 23 年 11 月 17 日
新宿区議会第三委員会室

【総務課長】 本日は、皆様には、大変お忙しいところ「新宿区名誉区民選定委員会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会・進行役を務めさせていただきます、総務課長の木全でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から、「新宿区名誉区民選定委員会」をはじめさせていただきます。

まず、会議の開会に先立ちまして、「新宿区名誉区民選定委員会委員の委嘱状交付式」を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、中山区長から、皆様に新宿区名誉区民選定委員会委員の委嘱状を交付させていただきます。

櫻井美紀子様、佐藤洋子様、佐野榮三郎様、高山俊達様。

なお、本日、武井正子委員及び原妃娑子委員は、ご欠席でございます。

委嘱状の交付が終了いたしましたので、中山区長よりご挨拶申し上げます。

【区 長】 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から新宿区政に対して、ご助言をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りして、お礼申し上げます。

この度は、新宿区名誉区民選定委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

新宿区では、これまでに、15 名の方を名誉区民として顕彰させていただきました。

前回は、平成 19 年 3 月 15 日の「新宿区成立 60 周年記念式典」におきまして、3 名の方を顕彰しました。

今回は、来年 3 月に本区の成立 65 周年を迎えることから、新たな名誉区民の顕彰を考えております。

そこで、委員の皆様には、選定にあたってのご意見をいただきたいと、考えております。後ほど、詳しく説明させていただきますが、今回は 2 名の方を、名誉区民の候補者として、諮問させていただきます。

いずれの方も、区民が郷土の誇りとして、敬愛できる方々でございます。

顕彰の日程につきましては、現在のところ、平成 24 年 3 月 15 日の「新宿区成立 65 周年記念式典」の席上を予定しております。

ご審議にあたりましては、大変ご苦勞をお掛けすることと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 それでは、改めまして、委員の方々をご紹介します。

【櫻井委員】 櫻井でございます。少しでも力になればと思いますのでよろしくお願いします。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いします。

【佐野委員】 佐野でございます。よろしくお願いします。

【高山委員】 高山でございます。よろしくお願いします。

【総務課長】 ありがとうございます。なお、委員の方々には、本日、平成 23 年 11 月 17 日から平成 25 年 11 月 16 日までの 2 年間の任期となりますので、改めまして、よろしくお願いいたします。

続きまして、区の職員を紹介させていただきます。中山区長でございます。野口副区長でございます。酒井総務部長でございます。小澤総務係長でございます。山川主査でございます。佐藤主査でございます。最後になりましたが、私、総務課長の木全でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で、委嘱状の交付式を終了させていただきます。

【総務課長】 それでは、引き続きまして、新宿区名誉区民選定委員会を開会させていただきます。ここで会議の成立に必要な、定足数の確認をさせていただきます。会議の成立には、委員 6 名の過半数 4 名以上の出席を必要といたしますが、本日は 4 名の方に出席していただいております。よって、「新宿区名誉区民条例第 13 条」により、本日の委員会は成立しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、条例第 12 条によりまして、はじめに、委員の皆様により、会長及び副会長を互選していただきます。

会長は、委員会を代表し、会務を総理するポストでございます。いかがいたしましょうか。

どなたか、適任と思われる方のご推薦をお願いいたします。

【櫻井委員】 従来どおり、佐野委員にお願いすることよろしいんじゃないでしょうか。

【総務課長】 ただいま、「佐野委員を推薦する」というお声がありましたが、委員は、弁護士であり、区の人権擁護委員も務められ、区内で幅広く活動されております。委員の皆様いかがでしょうか。

【委員全員】 異議なし。

【総務課長】 それでは、会長を佐野委員にお願いすることに決定させていただきます。

次に副会長でございますが、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理することとされております。

ご意見がなければ、会長に一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員全員】 異議なし。

【総務課長】では、会長から指名をお願いします。

【佐野委員】櫻井委員を副会長に指名したいと思います。

【総務課長】それでは、会長及び副会長が決まりました。

以上で、私の司会を終わらせていただきます。これ以降は議事に入りますので、進行は会長にお願いしたいと思います。

【佐野会長】これから議事に入ります。

この度、会長という重責をご推薦いただきました、佐野でございます。さほど委員の方々の負担にはならないと思いますので、ご協力をお願いします。

さて、先ほどの区長のご挨拶にも、ありましたように、今回は、区成立 65 周年を迎える、節目の年での、名誉区民の顕彰ということでございます。

皆様方のお力を借りまして、審議のうえ、答申させていただきたいと、考えております。委員の皆様には、何卒、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、事務局の方々についてもご協力よろしくお願いします。

それでは、はじめに中山区長からの諮問について、事務局からお願いします。

【総務課長】それでは、区長から本委員会に諮問させていただきます。

【区 長】それでは、「新宿区名誉区民の選定について」諮問させていただきます。

新宿区名誉区民選定委員会会長佐野榮三郎様。新宿区名誉区民の選定について、「新宿区名誉区民条例」第 3 条第 2 項により、2 名の方に対する意見を求めます。草間彌生さん、室瀬和美さんの 2 名でございます。

なお、それぞれの方についての、詳しい事績等につきましては、後ほど、事務局からご説明いたします。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【総務課長】続きまして、審議をお願いするところですが、中山区長及び野口副区長は、別の会議に出席のため、ここで退席させていただきます。

ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

【佐野会長】ただいま、中山区長から名誉区民の候補者として、2 名の方について、諮問がありました。

本日の諮問について、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】それでは、名誉区民制度の概要とご意見をうかがう 2 人のことについて、説明させていただきます。

新宿区の名誉区民顕彰制度は、平成 8 年 12 月に新宿区制 50 周年の記念事業として「新宿区名誉区民条例」を制定しました。

その目的は、社会文化の興隆に功績があった方に対して、その功績をたたえ、区民の敬愛の対象として顕彰することを目的としています。

新宿区名誉区民の称号は、①公共の福祉を増進し、学術・技芸の進展に寄与され、区民の生活や文化に貢献し、その功績が極めて優れていて区民の尊敬

を受ける方や②区に引き続き 10 年以上居住している方又は 20 年以上居住されたことのある方で、広く社会文化に貢献され、又は区の発展もしくは区民生活の向上に寄与され、その功績が極めて優れていて区民が郷土の誇りとして尊敬する方に贈ることができます。

そのような基準でご審議いただきたいと思います。

名誉区民の選定は、区長が区議会の同意を得て選定します。これまでに 15 名の方々を新宿区名誉区民として顕彰しました。

続きまして、草間彌生様ですが、前衛芸術家、画家、小説家であり、原町にお住まいです。

昭和 4 年松本市の旧家に生まれ、幼いころから才能を発揮し、10 歳の頃に水玉と網模様をモチーフに絵を描きはじめ、その後、画家を志して水彩、パステル、油彩などを使った幻想的な絵画を制作するようになりました。昭和 23 年に地元の松本高等女学校に入学するが、同年京都市立美術工芸学校に編入学し日本画を学ばれました。

昭和 32 年に渡米し、翌年ニューヨークのアート・スチューデント・リーグに入学、幼児期の体験をもとに網目や水玉の増殖するイメージを基にした巨大な平面作品、ソフトスカルプチャー、鏡や電飾を使った環境彫刻などを次々と発表し注目を集められました。

昭和 40 年代にはボディ・ペインティングなどのハプニングを行い、さらには映画製作や新聞の発行などメディアによる表現にも着手し創作活動の幅を広げ、ヨーロッパ各国でも展覧会、ハプニング等を行いました。

昭和 48 年に帰国されまして、帰国後も国内外で美術作品の制作発表を続けながら小説、詩集も多数発表されています。

平成 5 年には第 45 回ヴェネツィア・ビエンナーレに日本代表として参加し大きな反響を呼び、平成 10 年から 11 年にかけてロスアンゼルス・カウンティ・ミュージアムを皮切りに大回顧展がニューヨーク近代美術館、ウォーカーアートセンターで開かれ、国際的な評価を高めました。

平成 16 年には東京国立近代美術館より始まった大規模な回顧展「草間彌生ー永遠の現在」が京都国立近代美術館、広島市現代美術館、熊本市現代美術館、松本市美術館で開催されました。

平成 21 年には、永年にわたり絵画・彫刻家として独創的な優れた作品を発表し続け、斯界に新生面を拓いてきた功績が顕著であるとして文化功労者に顕彰されました。

平成 23 年には欧米主要美術館での大回顧展が、マドリッドの国立ソフィア王妃芸術センターにはじまりまして、現在、パリのポンピドゥーセンターで開催しています。

日本だけでなく各国で活躍され、現在も 82 歳という高齢ですが、創作活動を続けられております。映画、文学、創作活動と広く活躍されています。平成 15 年にはフランス芸術文化勲章オフィシェ章を受賞され、フランスの文化勲章にあたるものを受賞しています。平成 18 年には旭日小綬章を受章され、平成 21 年には文化功労者を受賞されています。

次に室瀬和美様を紹介したいと思います。室瀬様は漆芸家で新宿区下落合にお住まいで、昭和 25 年生まれの 60 歳という若い先生です。東京藝術大学大学院修士課程で田口善次郎、雅号・田口善国に師事するとともに、漆芸作家であった父・室瀬春二、松田権六の指導を受け、蒔絵を中心とする伝統的な漆芸技法を幅広く習得されました。さらに、国宝等の漆工品の保存修理及び復元模造にも携わりながら漆芸作家として創作活動を活発に展開し、蒔絵技法及びその表現について研究を深めました。

研出蒔絵、高蒔絵など各種の蒔絵技法を高度に体得しており、古典研究を通じて得た技法及び材料に関する豊富な知見に基づき、広範で精緻な蒔絵技法を駆使されております。伝統技法を踏まえながら独自の工夫を加え、各種の金粉や乾漆粉を組み合わせ用いるほか、貝を用いる螺鈿技法等を併用し、多彩な色彩表現を取り入れた制作を行っています。その作品は、現代的感性が表現された端正な意匠と構成を特色とし、気品と風格を備えたものとして高く評価されています。

日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており昭和 60 年の第 32 回日本伝統工芸展及び平成 14 年の第 49 回日本伝統工芸展で日本工芸会奨励賞、平成 12 年の第 47 回日本伝統工芸展で東京都知事賞を受賞されています。

また、平成 15 年の第 50 回日本伝統工芸展等で鑑査委員を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力されているところでございます。

平成 20 年には、蒔絵の制作技法を高度に体得し、かつ、これに精通しているとして、重要無形文化財「蒔絵」保持者に認定されました。一般的に人間国宝といわれるものです。

【佐野会長】ありがとうございました。それでは、これから諮問事項の審議に入らせていただきます。ただいまの説明に対して、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

【櫻井委員】草間先生は映画製作にたずさわっているようですが、日本で公開されていますか。

【総務課長】日本でも公開していると思います。

【佐野会長】他にございますか。

【総務課長】作品を紹介させていただきます。明日の咲く花ですが、ロンドンギャラリーで発表されています。シンガポールのショッピングモールでも作品を設置し

ています。それから、松本市が生まれ故郷ということで、松本市の名誉市民として顕彰されており、まちのバスでは先生の特徴であり、デザインされた水玉模様のデザインのバスが走っています。また、a uの水玉の携帯もデザインされています。

【櫻井委員】将来新宿区ではどうですか。

【総務課長】アトリエが弁天町にあり、できれば作品を置ける展示スペースを設けることを検討しているということです。

【佐野会長】他にはありますか。

それでは、お一人ずつ審議してまいります。まず、草間彌生さんについていかがでしょうか。

【委員全員】異議なし。

【佐野会長】草間さんは、世界的にも高い評価を受けており、むしろ日本よりも早いうちは外国で評価されていた方ようです。最近日本でも評価されているが、高齢での文化勲章の顕彰であったが、若いうちでの受賞も検討されていたようです。永年にわたり絵画・彫刻家として独創的で優れた作品を発表し続け、斯界に新生面を拓いてきた功績が認められ、平成21年には、文化功労者に顕彰されるなど、新宿区の名誉区民として選定するに相応しいと考えますが、いかがでしょうか。

ご異議がないようでしたら、決定させていただきます。

続きまして、室瀬和美さんについていかがでしょうか。

【佐藤委員】どういう作品があるかとおもっていたが、とても素敵である。女性での漆芸家は多いのですか。

【総務課長】説明不足で申し訳ありません。室瀬先生は男性です。

【佐藤委員】読み方はかずみでよろしいのですか。

【総務課長】間違いありません。

【櫻井委員】どこに工房があるのですか。

【総務部長】お住まいの所に工房もあります。

【総務課長】お弟子さんに会うために家に伺いましたが、一所懸命お弟子さん2人が創っていました。

【佐野会長】以前はうるしも身近にありましたが、最近はおわんやおはしくらいでほとんどなくなりました。蒔絵まがいではがき入れにあるくらいだし、高いので手に入れられないですね。

【総務部長】最近はうるしの材料が入りにくく、日本では2%くらいで、ほとんどが台湾です。

【佐野会長】昔は国内にあり、会津などにあった。日本のうるしはいいらしいが、ほとんどないみたいです。

【佐藤委員】うるしの木にさわるとかぶれました。

【佐野会長】日本でもうるしの木でかぶれたことがありましたね。疎開中に知らないでさわってかぶれました。

【総務課長】神楽坂の坂上に漆器と陶器屋がならんでいるが、そういう店はなくなりましたね。

【櫻井委員】こういう伝統工芸は、若い方が触れること、知る事が少ないから、認知されることはいいことです。

【佐野会長】室瀬さんは、平成 20 年に、人間国宝の認定を受けるなど、伝統的な工芸技法を高度に体得し、また、後進の指導・育成にも尽力していることから、新宿区の名誉区民として選定するに相応しいと考えますが、いかがでしょうか。ご異議がないようでしたら、決定させていただきます。

【委員全員】異議なし。

【佐野会長】それでは、審議も終わりましたので、ここで休憩とさせていただきますと思います。その休憩の間に、ただいま、いただいた審議結果をまとめました「答申案文」を事務局に作成してもらいます。
休憩後に「答申案文」をご確認いただき、決定させていただきます。

～ 休 憩 ～

【佐野会長】それでは、事務局から答申案文を読ませていただきます。

【総務課長】平成 23 年 11 月 17 日付け 23 新総総総第 2067 号にて、新宿区長から当委員会に対して、諮問のありました標記の件につきまして、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。審議結果、新宿区名誉区民の選定として諮問のありました、草間彌生、室瀬和美の各氏とも、社会文化の興隆に功績があり、区民の敬愛の対象として新宿区名誉区民の称号を贈るに相応しいものと考えます。という答申案を作らせていただきました。

【佐野会長】これでよろしいでしょうか。よければ押印をお願いします。

～ 各委員答申案を確認・押印 ～

【佐野会長】ありがとうございました。それでは、今回の諮問に対する、区長あての答申は、このような形で決定しました。

なお、区長は別の会議のためこの場には出席できないとのことなので、この答申書につきましては、私から区長にお渡しすることといたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

各委員の皆様におかれましては、審議にご協力いただきまして、ありがとう

ございました。では、総務課長よろしくお願いします。

【総務課長】委員の皆様、ありがとうございました。

最後になりますが、今後の日程について、ご説明させていただきます。

11月30日（水）から開催されます第4回区議会定例会に、答申をいただきました、2名の方を、名誉区民として選定することについて、提案させていただきます。

議会の同意が得られました後、顕彰に向けての準備を進めてまいります。

顕彰は、来年の3月15日（木）に行われます「新宿区成立65周年記念式典」の中で、お披露目する予定でございます。会場は、新宿文化センターを予定しております。

当日は委員の皆様にも、ご案内させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

また、今回顕彰を予定しております2名の方につきましては、顕彰後に、区の広報紙「広報しんじゅく」やホームページで、区民に広く周知していきたいと考えております。その際には、ご本人の人柄などが感じられる、親しみの持てる紹介を心掛けたいと思います。

今後とも、区政に対するご助言等よろしくお願いいたします。

では、以上を持ちまして、新宿区名誉区民選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。